牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続

21独家セ第1635号 平成22年3月1日

(目的)

第1条この手続は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号、以下「法」という。)第3条に規定された牛個体識別台帳及びその他関連する記録事項(以下「牛個体識別全国データベース」という。)について、牛の管理者が正確な記録を確保するために行う申出及び記録事項を変更する場合に行う届出に関する手続を定めることにより、牛個体識別全国データベースの適切な管理を行うことを目的とする。

(牛の管理者からの申出)

第2条 牛の管理者は、牛個体識別台帳に記録の漏れ(届出は行ったが、届出内容の誤り等により記録されていない場合を含む。)又は誤りがあることを知ったときは、漏れ又は誤りがある事項及び新たに記録すべき内容等について申し出るものとする。

(記録の修正)

- 第3条 牛の管理者は、前条の規定により申出を行う場合は、次の方法により独立行政法人家畜改良センター理事長(以下「理事長」という。)あてに記録の修正を申し出るものとする。
- (1) 自らが届け出た事項について修正を行うとき

牛の管理者は、別紙1又は電子的な方法により申し出るものとする。なお、誤りのあった記録を消去する場合には、必要に応じ法第8条、第11条及び第13条に基づく届出を行うものとする。

- (2)他の管理者が届け出た事項について修正を行うとき 牛の管理者は、誤りがあることを証する書面を添付し、別紙2により申し出るものとする。
- 2 前項の規定において別紙1又は別紙2により申出を行うときは、電子メール又は郵送により行うものとする。
- 3 第1項の規定において電子的な方法による申出は、独立行政法人家畜改良センターインターネット修正受付システム利用規約(平成18年7月1日付け18独家セ第343号)により行うものとする。
- 4 理事長は、第1項(2)の規定により申出があった事項を届け出た管理者に対し、別紙3により記録の確認等(現在の記録の消去並びに法第8条、第11条及び第13条に基づく届出への同意を含む。)を求めることができる。

(記録の変更)

第4条 牛の管理者は、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったときは、別紙4又はこれに準じた様式により、法第12条に基づく届出を行うものとする。

(その他関連する記録事項)

第5条 その他関連する記録事項の取扱いは、前3条に準じて行うことができるものとする。

附則

1 この手続は、平成22年4月1日から施行する。

附則

1 この手続は、令和6年3月25日から施行する。

別紙1 (第3条第1項(1)関係)(自らが届け出た事項の修正)

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

			年	月 日	
独立行政法人家畜改良センター3	理事長 殿				
		又は名称(代表者名を含む	J.)		
					r:n ※ 1
	住所				印*1
	<u> 114/7 </u>				1
	-	<u> </u>			
牛個体識別全国データベースの記録(1独家セ第1635号)第3条第1項 誤りのあった記録の*2修正を申し出ま 達に関する特別措置法第8条、第119	(1) の規 す。また、	定により、自らが届け 牛の個体識別のための	出た事 情報の	項につい	て、
	記				
1 記録の修正を行う牛の個体識別番号					
2 修正の内容					
□生年月日 □雌雄	の別	□母牛個体識別番	号	□種別	
□転入日 □転出	日	□死亡日			
□転入相手先コード □転出□その他*3 ()	相手先コー	ド □死亡牛譲渡先コ	ード		
修正後の正しい記録 (消去の場合は「消去」と記入する	る。) (修正前の誤った記 現在の記録の内容を記		。)	
3 連絡先(メールアドレス、電話番号	·、FAX都	5号)			
4 その他					

(日本工業規格A4)

備考

- ※1 電子メールにより申出を行うときには、押印を省略できる。
- ※2 記録の消去を申し出る場合は、「消去を申し出ます。」とし、「また」以降の届出を省略 するものとする。
- ※3 修正内容「その他」を選択したときには、具体的な修正内容を記載すること。

別紙2 (第3条第1項(2)関係)(他の管理者が届け出た事項の修正)

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

					年	月	日
独立行政法人家畜改良な	アンター理事長	影					
Man Nan Nan Nan Nan Nan Nan Nan Nan Nan N		、/ <u>/</u> 氏名又は4	名称(代表	者名を含	む。)		
							印 *1
		住所					.,
		<u>管理者等の</u> コード番号					
牛個体識別全国データベース 1独家セ第1635号)第3条 いて、記録の誤りがあるのでそ	第1項(2)	の規定によ	こり、他の	管理者加	ぶ届け 出		
		記					
1 記録の誤りがある牛の個体	識別番号						
2 修正の内容							
□生年月日	□雌雄の別		□母牛個	体識別	番号	□種別	IJ
□転入日	□転出日		□死亡目	Ī			
□転入相手先コード	□転出相手先	ヒコード	□死亡4	譲渡先二	コード		
□その他 ^{※2} ()						
正しい記	録		誤った	記録			
3 連絡先(メールアドレス、	電話番号、F	`AX番号)			_	
4 正しい内容を証す書類(必	公ず添付するこ	(논)		部			
5 その他							

(日本工業規格A4)

備考

- ※1 電子メールにより申出を行うときには、押印を省略できる。
- ※2 修正内容「その他」を選択したときには、具体的な修正内容を記載すること。

牛個体識別台帳の記録の確認依頼及び届出書

様

〒 961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地独立行政法人家畜改良センター個体識別部 TEL 0248-48-0596 FAX 0248-48-0581 メールアドレス id@nlbc.go.jp

貴殿から届出があった事項について、牛個体識別台帳の記録に誤りがある旨の申出がありました。下記内容及び添付しました証拠書類をご確認の上、 年 月 日までに電子メール、郵送又はFAXにて返信していただきますようお願いいたします。

記

1 確認依賴内容

牛個体識別番号		他の管理者から
000000000	現在の記録	申出のあった記録
生 年 月 日		
雌 雄 の 別		
母牛個体識別番号		
種別		
異動(転入·転出·死亡)年月日		
そ の 他		

- 2 記録の確認及び届出について(a、b 又はc のいずれかに○をつけてください。)
 - a. 現在の記録が正しい内容です。
 - b. 他の管理者から申出のあった記録が正しいと確認できました。
 - c. 確認できないが、申出内容について異議はありません。
 - ※上記b 又はcに○を付けた場合、以下についても同意があったものといたします。

現在の記録を消去するとともに、他の管理者から申出のあった記録を、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第8条、第11条及び第13条に基づく届出とします。

3	管理者の氏名又は名称及びコード番号	

コード番号	
氏名又は名称	

問合せ番号	
訂加書粗釆	문

年 月 日

牛個体識別台帳の記録の変更届出書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称(代表者名を含む。)

								印*	
住所									
管理者等の		ĺ	ĺ	Ì	Ì	Ì	Î		
コード番号									

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続(平成22年3月1日付け21独家セ第1635号)第4条の規定により、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったので牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第12条に基づき届け出ます。

記

1 変更の内容

変更後の記録	変更前の記録

2 変更年月日

年 月 日

3 連絡先 (メールアドレス、電話番号、FAX番号)

(日本工業規格A4)

備考

※ 電子メールにより申出を行うときには、押印を省略できる。